

令和8年度 補助協議スケジュール
地域密着型サービス等整備推進事業

基本単価及び加算単価 年間スケジュール

補助協議	補助協議書 提出期限	補助内示時期 (予定)
第1回	7月10日(金)	8月中旬
第2回	9月11日(金)	10月下旬
第3回	11月 6日(金)	12月中旬
第4回 (次年度分事前協議)	1月 29日(金)	6月以降

留意事項

○補助内示時期は前後する可能性があります。

○内示前の入札・契約は原則として認めておりません。

○令和8年度～9年度の2か年にまたがる整備計画も対象となります。

年度ごとの工事出来高（進捗率）に応じて補助します。

○第1回～3回の補助協議の対象となるのは、令和8年度中に補助金の対象工事について着工し、出来高1%以上を見込める案件です。

大規模修繕 年間スケジュール

補助協議	補助協議書 最終提出期限	補助内示時期 (予定)
随時提出	11月27日(金)	随時

留意事項

○事業は令和8年度内に完了するよう計画してください（複数年度にわたる事業実施は原則として認められません）。

また、入札・契約は内示後に行っていただきますので、この期間を考慮してください。
○国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（以下「ハード交付金」という。）と併用することはできません。

ハード交付金が協議中であっても、地域密着型サービス等整備推進事業の大規模修繕等（以下「都補助金」という。）に協議書を提出することは差し支えありませんが、ハード交付金の内示を受けた場合は、必ずハード交付金と都補助金のいずれかを取り下げてください。

○本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、併設施設がある場合は、それぞれの補助対象施設ごとに対象経費の実支出額を求めてください。

○大規模な修繕等を実施する事業については、別途区市町村宛に通知する予定です。

○補助内示時期は、通常、補助協議提出から1～2カ月後です。